

## 認定医制度の発足について

2012年8月

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会

理事長 勝海 一郎

認定委員長 和泉 雄一

会員各位におかれましては、日頃より学会活動にご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成24年6月27日に開催されました理事会にて認定医制度規則等が承認され、翌日の総会にて認定医制度導入案（認定医・専門医の二段階制）をご提案致しましたところ、満場一致でご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

二段階制の実施につきましては、平成24年6月28日より3年間の暫定期間を設けております。

暫定期間終了後は、専門医取得にあたり本学会の認める認定医資格が必須条件となります。特に専門医を目指す会員につきましては、下記の点に留意されて認定資格取得手続きを進めてください。

認定医制度規則および専門医制度規則の内容につきましては、学会誌55巻4号に同封の冊子にてご確認ください。

### ① 暫定期間内の専門医取得方法

暫定期間内（平成27年6月27日まで）の専門医申請期間内に専門医制度規則に則り申請手続きをしてください。暫定期間内は認定医資格は不要です。

### ② 暫定期間を経過した以降の専門医取得方法

認定医資格取得後、専門医申請手続きを行ってください。

以上